



2022年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社中央経済社ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 山本 憲央
(コード番号：9476 東証スタンダード)
問合せ先 社長室 杉原 茂樹
(TEL：03-3293-3371)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月10日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月16日開催予定の第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 臨時株主総会の招集について、現行定款第12条に追加するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 上記の新設に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものです。
- (3) 上記の新設に伴い、以降の条数を繰り下げるものです。
- (4) 議決権の代理行使ができる人数を明らかにするため、現行定款第15条を変更するものです。
- (5) 報酬等の内容を明確化するために現行定款第26条の文言を変更するものです。
- (6) 機動的な意思決定ができるよう変更案第28条を新設するものです。
- (7) 有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、限定責任契約に関する現行定款第27条、第37条および第42条の一部を変更、整理するものです。

なお、現行定款第27条の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。
- (8) その他、規定の明確化、整合性等を図るため、一部字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月16日
定款変更の効力発生日 2022年12月16日

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文を省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会<u>及</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (条文を省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (条文を省略)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第 8 条 (条文を省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式<u>又</u>は募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株主権行使の手続、その他株式に関する取扱い<u>及</u>び手数料は、法令<u>又</u>は本定款のほか、取締役会<u>の</u>定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (条文を省略)</p> <p>② 株主名簿管理人<u>及</u>びその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>及</u>び新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿<u>及</u>び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>取扱</u>わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載<u>又</u>は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会に</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。<u>た</u>だし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会<u>お</u>よび取締役のほか、次の機関を置く。 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式<u>ま</u>たは募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株主権行使の手続、その他株式に関する取扱い<u>お</u>よび手数料は、法令<u>ま</u>たは本定款のほか、取締役会<u>に</u>おいて定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人<u>お</u>よびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定</u>める。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>お</u>よび新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿<u>お</u>よび新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>委</u>託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載<u>ま</u>たは記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会</p>

において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 (条文を省略)

< 新 設 >

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

② 株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記録又は記載する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 (条文を省略)

において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 (現行どおり)

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、前項により電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5第1項の書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

② 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記録または記載する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 (現行どおり)

<p>(選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>② (条文を省略)</p> <p>(任 期) 第 19 条 (条文を省略)</p> <p>② 補欠<u>又は</u>増員として選任された取締役の任期は、他の<u>在任</u>取締役の任期の満了す<u>べき</u>ときまでとする。</p> <p>(代表取締役<u>及び</u>役付取締役) 第 20 条 取締役会<u>の決議をもって</u>、取締役の中から取締役社長 1 名を<u>選出する</u>。その他必要に応じ、最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、会長、副会長、副社長、専務、常務を各取締役から選定することができる。</p> <p>② (条文を省略)</p> <p>(取締役会の招集権者<u>及び</u>議長) 第 21 条 (条文を省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>及び</u>各監査役に対して発する。<u>但し</u>、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役<u>及び</u>監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 23 条 (条文を省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 24 条 取締役会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役<u>及び</u>監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程) 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款の<u>他</u>、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 20 条 (現行どおり)</p> <p>② 補欠<u>または</u>増員として選任された取締役の任期は、<u>その選任時に在任する</u>他の取締役の任期の満了する<u>と</u>きまでとする。</p> <p>(代表取締役<u>および</u>役付取締役) 第 21 条 取締役会<u>は、その決議をもって</u>、取締役の中から取締役社長 1 名を<u>選定し</u>、その他必要に応じ、最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、会長、副会長、副社長、専務、常務を各取締役から選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者<u>および</u>議長) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>および</u>各監査役に対して発する。<u>ただし</u>、緊急の必要<u>がある</u>ときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役<u>および</u>監査役の全員の同意<u>がある</u>ときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催する<u>と</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領<u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役<u>および</u>監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款の<u>ほか</u>、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
---	--

<p>(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第 28 条 (条文を省略)</p> <p>(選任方法) 第 29 条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>(任 期) 第 30 条 (条文を省略) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べき</u>ときまでとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 31 条 (条文を省略)</p> <p>(監査役会の招集) 第 32 条 (条文を省略) ② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが</u></p>	<p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第 28 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>(任 期) 第 32 条 (現行どおり) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>る</u>ときまでとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集) 第 34 条 (現行どおり) ② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが</u></p>
--	--

<p>きる。</p> <p>③ (条文を省略)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 33 条 (条文を省略)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 34 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第 36 条 (条文を省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、会社法第 426 条の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する</u>監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。 < 新 設 ></p>	<p>できる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規程) 第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。 ② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第 38 条 (条文を省略)</p> <p>(選任方法) 第 39 条 会計監査人は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>(任 期) 第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。 ② (条文を省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 41 条 会計監査人は、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>(任 期) 第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。 ② (現行どおり)</p>

<p>(報酬等) 第 41 条 (条文を省略)</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の会計監査人</u> (会計監査人であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 < 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 43 条 (条文を省略)</p> <p>(期末配当金) 第 44 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 46 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第 47 条 期末配当金<u>及び</u>中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその<u>支払いの義務</u>を免れる。 ② 未払いの期末配当金<u>及び</u>中間配当金には、利</p>	<p>(報酬等) 第 43 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第 44 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる会計監査人</u> (会計監査人であった者を含む。) の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。 ② 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 45 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金) 第 46 条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載</u><u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</p> <p>(自己株式の取得) 第 48 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 49 条 期末配当金<u>および</u>中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその<u>支払義務</u>を免れる。 ② 未払いの期末配当金<u>および</u>中間配当金には、</p>
--	---

<p>息をつけない。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>利息をつけない。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>1. <u>変更案第 14 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>附則 1. および 2. は、2023 年 3 月 1 日にこれを削除する。</u></p>
-------------------------------------	---

以上